

# 茂原市農業委員会第6回総会議事録

1 開催日時 令和4年6月10日(金) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 齋藤輝児	2番 小川克巳
3番 糸久敏秀	4番 蒔田定雄
5番 中村正明	6番 小高一夫
7番 光橋正人(第二小委員長)	8番 八角徳政
9番 杉浦文子(第二副小委員長)	10番 秋葉仁喜(第一小委員長)
11番 鬼島一郎(職務代理者)	12番 浦島京子(第一副小委員長)
13番 石井利明(会長)	14番 加藤古志郎

出席推進委員 12名

平野芳之	小高 明	森川善仁	富田和男
中澤英夫	深山文雄	風戸茂樹	伊東忠司
富田泰宏	古山光雄	早川昇一	矢部友一

4 事務局職員 6名

事務局長 高貫 敦	局長補佐 丸島浩二
副主幹 加藤栄一	係長 片岡雄一
主査 吉田茂則	主事 酒井嵩文

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 18件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 13件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 1件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

6 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
軽微な農地改良の届出について  
地目変更登記申請に係る照会について  
農地法第6条第1項による農地所有適格法人の報告について  
その他

## 7 総会要旨

局長

定刻となりました。本日はお忙しい中、第6回総会にご参集いただきましてありがとうございます。始めに本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席をいただいておりますので成立することをご報告いたします。

本日の議事案件は、農地法第3条の規定による許可申請が、1件取下げがございましたので18件、農地法第5条の規定による許可申請が13件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請が1件の計32件、そして議案第16号では農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の承認についての審議をいただきまして、合計33件となります。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をすることとなっておりますので、会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

会長

それでは、ただ今より茂原市農業委員会第6回総会を開催いたします。議事に入る前に本日の議事録署名人について、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は11番鬼島委員と12番浦島委員にお願いしたいと思います。なお議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

今月は、営農型太陽光発電設備に関する申請が多くございます。まずは、その案件から始めます。最初に農地法第3条の規定による許可申請について、1号議案から18号議案、そして農地法第5条の規定による許可申請について、20号議案から28号議案までの説明を事務局から一括してお願いします。

事務局

はじめに今回の営農型発電設備に係る許可申請議案の審議の進め方についてご説明します。対象となるのは、1号から18号及び20号から28号議案です。参考資料として、お配りした「令和4年第6回総会 議案第1号から18号及び20号から28号に係る議案資料」を併せてご覧ください。

審議の流れは、まず申請地について申請人が耕作するための許可を判断します。県の事務指導に従い、この3条許可の審議で一旦区切って許可か不許可かを判断していただく必要があります。

次に、発電設備を設置するための一時転用許可の審議になります。これは、申請人が太陽光パネルを張るための支柱等を農地に立てることの許可を受けようというものです。これと同時に、区分地上権設定の3条許可の審議になります。これは、太陽光パネルを空中に張るため農地の空中部分の権利を得ようというものです。

それでは、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

まず、1号から9号議案です。一体の営農計画となります。申請地は法目字野際地先外21筆、田1, 737.24㎡、畑6, 513㎡、計8, 250.24㎡です。粟生野の★★さんが法目の★★さん外7人から貸借権を設定し、農地を借り受けようとする申請です。申請理由は、経営規模を拡大し、収益の増加を図りたいためとのことです。借り受ける農地にてサツマイモ及びカボチャの栽培を計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在、借受人が耕作に供すべき市内の農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はございません。主な機械の保有については、トラクター、資材倉庫、管理機、噴霧器、田植機、コンバインを所有しています。その他、定植機、ツル刈り機をリースで借り受ける計画です。労働力、技術については、世帯員1名及び臨時雇用2名を含め3名で従事します。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えています。周辺地域との関係については、集落の話し合い活動・農道水路の維持管理活動等を区長及び農家組合長などに確認したうえで積極的に参加することです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして、営農型発電設備に係る第5条の規定による許可申請についてご説明し

ます。20から28号議案です。農地法第5条許可による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地は、法目字野際地先外21筆、田1,737.24㎡の内0.954㎡、畑6,513㎡の内2,104㎡、合計3,058㎡です。山形県の★★さんが法目の★★さん外7人から賃借権設定により土地を借り受け、一時転用許可を得て、農地に支柱を立てて営農型太陽光発電設備を設置しようとする申請です。

申請理由及び土地選定理由は、採光等の自然条件に恵まれた土地であるためとのことです。事業計画としては、申請地に太陽光パネル計970枚、支柱計376本を設置します。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることができない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、再生可能エネルギー発電事業計画の申請をしております。また、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出書が提出されております。

地域説明については、新型コロナウイルス感染防止の観点から説明会は開催せず、★★自治会及び★★自治会に資料を配布し、意見・要望書に回答した結果、反対意見等はなかったとのことです。また自治会未加入者にはポスティングにて周知したとのことです。こちらも今のところ反対の意見はないとのことです。なお要望があれば、可能な限り対応したいとのことです。

周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等はいりません。排水は雨水のみで自然浸透ですが、保水力を高めるため、疎水材としてもみ殻を使用し、暗渠工事を行う計画になっています。★★から同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は21名おり、いずれも確認を得ております。一時転用の許可期間については、10年で申請されていますが、農林水産省の通知では、担い手が権利を有する農地を利用する場合、または荒廃農地を利用する場合は10年以内とされております。許可期間については、許可権者が決定するものと考えます。

その他、設備の撤去時の費用を含め、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型発電設備の許可基準についてです。許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常の判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることが必要であり、営農が行われないものとして、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較して、おおむね2割以上減少している、または下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっています。なお、荒廃農地を利用する場合は、収量の制限はありません。

これを判断するため、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書についてご説明します。資料の26、32ページをご覧ください。発電設備下部の農地における作付け予定作物は、サツマイモ及びカボチャです。必要な農作業の計画として、申請期間に合わせ、10年目までの農作業計画を記載しています。2年目の4月に植付、中間管理を経て8月から9月に収穫を見込んでいます。資料の29、35ページをご覧ください。利用する農業機械、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、資料のとおりです。

次に営農への影響の見込みについてです。資料の30、36ページをご覧ください。サツマイモ、カボチャとも、生育に適した日照量の確保は、パネル下部から生育した葉を日照が確保できるアレイの間に伸ばすため支障は生じないと見込んでいます。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保は、支柱が最低地上高2m、最高地上高2.8mでパネル下部へのトラクター搬入も可能としています。下部の農地の単収は、サツマイモについては、地域の平均的な単収10a当たり2,400kgに対し80%の1,920kgを見込んでいます。またカボチャについては、地域の平均的な単収10a当たり2,000kgに対し80%の1,600kgを見込んでい

ます。資料の6から21ページは各申請地の太陽光パネルの配置図、資料の22から25ページは使用するパネルの形状です。

次に38ページをご覧ください。以上の計画について、知見を有する者として、白子町認定農業者の★★さんの意見書が提出されております。知見者は以前よりサツマイモ等の栽培を行っており、意見書によりますと、適切な日射量が確保されていれば栽培に問題無く、本事業も遮光率の観点からは基準収穫量の8割以上を確保することが可能と判断出来るとのことです。

また、申請地の位置等からみて、周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないと認められることが必要であり、農業振興地域整備計画を阻害する恐れのある計画については、認められないとされています。

以上が転用許可基準についての説明となりますが、小委員会、役員会等で質問があったことについて報告いたします。

まず、法人の事業経歴ですが、事業経歴書によると陸沢町に74箇所、大網白里市に21箇所、茂原市、八街市、富里市にそれぞれ1箇所の合計98箇所の太陽光発電施設を設置しており、現在のところ違反転用等があったとの報告はございません。次に、この地域に道路や水路整備といった全体計画があるのかという質問ですが、申請地ごとの計画となっており、全体計画としては、特に考えていないとのことです。また進入路については、1箇所は4mの道路に接続しており、その他7箇所については1.8m以上の赤道に接しており、それを整備して利用するとのことです。また、隣接地権者から通行承諾書もいただいているとのことです。

労働力について、繁忙期は3名では不足するのではないかとの意見については、計画書では3名で営農をする計画ですが、★★さんや★★さんが支援企業になっていることから、そちらからその際は人材支援も行うとのことです。

最後に、3条の区分地上権の説明をいたします。10号から18号議案です。申請地は、法目字野際地先外21筆、田1, 737.24㎡の内414.006㎡、畑6, 513㎡の内1, 912.434㎡、合計8, 250.24㎡の内2, 326.440㎡です。山形県の★★さんが法目の★★さん外8人の土地に区分地上権を設定しようとする申請です。申請理由は、太陽光パネルを農地の空中部分に設置するためです。

次に許可基準についてです。区分地上権の設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため、同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありません。処理基準においては、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、賃借人等の権利者の同意については、農地の借受人である★★さんから同意書を得ております。

なお、農林水産省の通知によりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされております。

また、この3条許可の取扱いについては、転用許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされております。これは、転用が不許可となった時点で、この賃借権設定の効力が発生しないことから、区分地上権設定に係る目的が失われ、営農条件への支障の恐れがないことについて判定できなくなることから、許可ができないものとするためです。従いまして、転用が許可であれば同時に許可、不許可であれば同時に不許可という考え方になります。

営農型発電設備の設置に係る議案説明は、以上でございます。

会長

次に第一小委員会の報告をお願いします。

第一  
小委員長

第一小委員会の報告をいたします。営農型太陽光発電に関する農地法第3条及び5条の規定による許可申請ですが、これは太陽光発電設備の下において農作物を作るということで、いくつか意見がございまして、総会までに確認することといたし

ました。まず、赤道についてですが、幅が1.8mから2.7mぐらいの赤道が圃場に面しているということで、1.8mでは、車での通行に支障があるのではないかと、管理用道路としては不適切ではないかという意見がありました。先程の事務局の説明によりますと、それを補う部分として隣接の地権者さんが使用しても良いという承諾書があるということですので、これについては、問題はないのかなとは思いますが。それと申請者の★★さんは従事者が3名では、営農は厳しいのではないかと意見がありましたが、先程の説明でも★★さんや睦沢町の★★さんから支援がなされるということで説明がありました。この件につきましては、私も申請者の★★さん本人から同じく話を伺っておりますので、これも問題はないのではないかとしますので、小委員会で出た意見等は対応していただいたかと思えます。

会長

それでは、順次審議をいたします。今回の申請は8,250㎡で大きな面積でありまして、昨年度から当地区においては、★★さんが営農支援ということで、事業に携わっていらっしゃいます。本日の総会前、5月24日に地元の委員と役員に対して、事業支援者の★★さんと申請者の★★さんからこの土地に対する事業説明をしていただきました。その後小委員会等で意見交換をしております。

やはり全体の計画面積も大きいということと、茂原市で、また長生地区管内の中で、太陽光発電事業の実際の下部での営農のあり方や現況がどういう風になっていくのかということ、今までも議論が尽くされてきておるわけですが、この辺も含めて、本日も皆さんから忌憚のない意見を伺いたいと思えます。地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員

小委員長からもお話があったとおり、申請者は認定農業者であり、その認定農業者の方が、借りてきちんと耕作できる体制は整っているということでございますので、3条申請については特に問題はないと思えます。

会長

現況などはいかがですか。

★★委員

特に、これまで見ている所ではきちんと営農はされていると思えます。

会長

★★委員いかがでしょうか。昨年サツマイモの植付けから収穫まで、地元で見られたと思えますが。

★★委員

ここに至るまで、いろいろ委員会でも協議しましたが、事務局が説明したとおりであります。いろいろ問題はあったのですが、進入路等についても★★さんの方で対応して強固にして道幅も条件整備するということすし、現在、昨年に許可を受けた所は、それなりにサツマイモを耕作しており、ただ2箇所ほど植えていない所はあるんですけども、これは順番の関係だと思えるので、別に問題はないと思えます。昨年、申請のあったサツマイモの栽培については、一生懸命良くやっていると、思います。各種団体での体験学習とかサツマイモ堀とか植付けとか、いろいろと地域に貢献していらっしゃいます。私としては、今回の場所は、昔から排水路がないという所で、自然排水の場所で、今回、★★さんがその場所を綺麗にして、ただ公図上にだけあったような赤道も整備されて生きてくると思えますので、この場所も、この道路により有効に使えらると思えます。また、今まで排水がない所を暗渠排水の整備をされるので、それが最善かなと思えます。100%賄うというのは、なかなか難しいことでもあります。許可要件は満たしておりますので、3条は許可、5条は許可相当でよろしいかと思えます。

会長

支援をされる★★さんは、昨年高田地区もされていますけれども、★★委員、いかがでしょうか。

★★委員

一部、赤目川の掘削土を入れて、植え付けをするという所の2箇所は掘削土の搬

入の都合で、できないように見えます。でも、この場所ほどではないのですが、かなり荒れていた場所で、できるかなっていうふうに心配に思っていました所も、梅雨になる前の天気が続かない日があつて、なかなか私もマルチを張れない状況でしたが、天気の間をぬいながら、随分荒れた所にもマルチを張ってサツマイモを植えていらっしやいます。やはり、最初はどうしても植えることだけに執着しますので、周りの手入れなども行き届いてなくて、1週間前頃は、どうなのかなと思っていたんですけども、今日もやっぺいらっしやって、その前も雨の中で草刈りをしていました。仕事の都合で、徐々にやっているようですので、問題なくできるのかと思います。雇用の人たちも、話し合いをされて1人は草刈りや植え付けをやっているようで、2人は仕事を持っていますので、土日を中心にやるような計画をしてくるそうです。なので、この申請についても、同様に支援を受けながらできると思いますので、許可、許可相当でよろしいかと思ひます。

会長                   ★★委員いかがでしょうか。

★★委員               ★★委員が話されたように、高田は客土の問題等もありますが、かなり荒れていた土地も機械で整地して綺麗してあります。サツマイモの植える時期は、すべて一緒にはできないでしょうけど、非常に綺麗に耕作を始めているので問題はないのかと思います。

会長                   高田地区において地元の営農者の方々3人が協力してやっぺいくつていうお話だったので、今のご意見からも伺えましたが、他にご意見等ございますか。★★委員どうぞ。

★★委員               先程は3条について話をしましたが、併せて雨水の処理の問題についてご意見させていただきます。この計画地は長らく活用されておらず、荒れていたのですが、この事業によって農地として復活するというので、そういう点では、進んで欲しいと思ひていますけれども、先程、この土地を選んだ理由に日当たりが良いというお話が事務局からありましたが、日当たりは良い場所でしょうけれども、以前から問題としています雨水の処理について、非常に周りよりも低い土地が多いわけですよ。それに対する有効な排水路はなく、本格的な排水路を考えることはなかなか現状では難しいということではあるわけですが、今回の申請地だけではなく、この計画地の中には水田であった場所もあったんです。つまり低い場所もあつて、そのままでは、サツマイモは作れないだろうと思ひれるのですが、現状では周りの畑、あるいは住居の水が、通常の雨であれば、計画地の中の低い所が引き受けてくれているということが現状としてあるわけなんです。そういったときに、今回は、この申請地だけの審議となり、この申請地については、そんなに低い所はなく盛土はしないとのことですが、今後、何回かに分けて、この計画地全体について申請がなされてくることを考えますと、低い所についてはそれぞれ盛土をして、ここの場合は雨水が流出しないような対策をするとか、ここについては、盛土をしないからこの程度の暗渠排水を設置するとか、そういった全体のことを、今回の申請の所だけについてというよりは、それぞれの今後の申請地も含めて、全体が見えるような計画を示して欲しいと思ひます。

会長                   ★★委員どうぞ。

★★委員               事務局に確認しますが、赤道の一番狭い所は1.8mで、先程の説明では、隣接の方の承諾書があるとのことですが、それはどこにあるのですか。

事務局               申請書の添付書類の補完として提出されています。

★★委員               何名くらいの方が同意されたのですか。

- 事務局 25名程です。
- ★★委員 それと、5条の申請人の★★さんですが、説明では、いろいろな自治体で98箇所事業をされているとのことですが、これは事業数でしょうか、発電所毎の数でしょうか。
- 事務局 発電所毎の数だと思います。
- ★★委員 一体事業として申請してしまうと、いろいろな規制等にぶつかってしまうから、分けて発電所毎に申請されているんですね。わかりました。
- 会長 先程、★★委員からもお話ありましたが、排水については、当初から★★委員からもしっかりと確認した方が良いということで、いろいろご指摘等あったと思います。図面を見ていただければ分かるように、今回においては、筆ごとに1mの深さの暗渠排水を施し、その中に50cmのもみ殻を敷いて対応していくとのことです。ただ、現状は非常に低い所と差があるから難しいことも考えられるので、今までの会議の中では、ここの全体計画はどうなっているのか、また地元への説明等はきちんとしたのか、また営農するにしても進入路はどうなっているのか、とにかくこの場所はかなり荒れている場所でありまして、どのように再生できるのだろうかとの心配から多くの意見がございましたが、地元の委員の話を伺うと、今やらないと、ここは取り残されて、どうしようもない土地のまま終わってしまうというのも実際問題としては事実であります。そこで、今回、認定農業者の★★さんがここを耕作するとの申請をされました。その計画書では、従事者は3人だけなので、これだけの土地を3人ではやっていけないのではないかと、人数が足りないのではないかとという意見が小委員会でもありました。しかし、それを★★さんや★★さんといった支援企業が一緒にやっていくというお話であります。
- 営農をするには条件が悪い土地ですので、非常に難しい面もあるのではないかと思われますが、先程、同じように営農型太陽光発電を行っている高田地区では、関連企業の★★さんが、雨の中でも一生懸命、草を刈って作業されていたとのことであり、昨年のサツマイモの実績もあります。耕作放棄地に対して、地元としてもなんとかやって貰いたいという考えもあるかと思えます。他にご意見を伺います。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 質問も兼ねて確認したいのですが、今、会長からもお話がありましたが、以前よりこの地域一帯をどうするか、ここは農地ですから、この農地をどのように扱っていくか、茂原市農業委員会としても、課題の一つではあったわけですよね。私としては、ここは農振地域であります。現状は農振地域とは言えないので、むしろ農振を外して恒久型のパネルを張って転用してしまえば良いのではないかとというふう当初考えが強かったのですが、それはいろんな考えや事情があるわけでしょうから、それはそうとして、確認したいことは、営農型太陽光発電事業を展開するという意味では、この地域で今回出ているもので終わりなのでしょうか、それとも全域的にお考えの第一段として見るのか、その辺の全体計画の流れは、どう説明を受けてるのか事務局にお聞きします。
- 事務局 お手元に位置図と記載された地図があるかと思いますが、そちらをご覧ください。まず緑色の線で記載されているのが、赤道になります。赤く囲われている土地が今回の申請地となります。また、青く囲われている土地が今後の計画地となります。そのため、青い部分は今後、申請が出てくる箇所となります。
- ★★委員 そうしますと農業委員会としては、この地域全体をどうするかという観点から、今回の問題を見た方が良くないかなと思います。そういう意味で言います

と、まず太陽光発電設備を設置して、その作業用の、あるいは農場への進入道路の問題ですよね。それと排水に関する問題。こういった問題に対する対応がきちんとされているとこの中の農地をかなり活かせるという基礎的な条件はクリアできるというふうに思うんですね。そういう面で見ると、進入路については、赤道を利用して、その隣接の関係者の同意をいただいて、農作業や太陽光設備の設置管理作業等がなんとかこなっていくということですね。それともう一つの排水問題については、★★委員からも、農業の畑や田だけではなく雨水で溢れた場合にはどうするかと意見がありましたが、この問題については、農業委員会だけの問題ではなくて、関係する土木の部署からの意見として、これに対する対応というのは何か確認しているのでしょうか。

事務局

雨水につきましては、先程、会長からお話があった通り、★★の★★会長から幅50cm、深さ1mぐらいを掘って、50cm程度のもみ殻を入れて、雨水等は地下に浸透させるようにするというので説明を受けています。今回の赤い申請地の部分、また青いこれからの申請地の部分も同じような計画で行うということがあります。

また、関係する土木の担当課ですが、土木管理課となります。赤道を管理してる課でもありますが、そちらに確認したところ、水が外に出ないように中で宅内処理する計画となっているので、特にこれに関して、特に指導はしないということとなっております。

★★委員

ちょっと気になるのは、皆さんも承知のとおり、あの辺一体の本納駅下の地域は大雨の時は一面海のようになってしまいますよね。大雨のときの対応というか、それに対する考えはないということなんですかね。

事務局

そうですね。

★★委員

結局、そこに溜まった水の流末について、すなわち、この区域のそういった水をどう処理するかという流れ先はないということですか。

事務局

そうですね。地下の方に浸透させて、留めておくという計画です。

★★委員

そうですね。私の意見としては、事業者に交渉してでも、ここを活かすにはやはり流末が必要だと思うので、そういった形で対応するべきだと思いますけれども、その辺は、今後の課題として取り組んだ方が良いのではないかなと思います。農業委員会としては、農地を活かすという点から言えば、それは必要な課題ではあるというふうに思うんですね。

だから、地域の農地を本当に活かすという立場の農業委員会から考えれば、今、地元の委員達からもお話があったように、当初、高田地区で行われた件とは、かなり違う展開になっていますので、そういう意味では、今後、この地域をどうするかという点を正面から積極的に考えていく必要があるのかなというふうに思っています。今後の展開についても、やはり今回申請がされている状況をきちんと良く見て、この地区が本当に活かされて、この地域が本当に良くなっていくかどうかを見定めていく必要があるというふうに私は思います。ですから、今回の申請については、許可、許可相当が良いと思いますけれども、次の申請はそれを踏まえて、これなら大丈夫だという点で、次に展開していくというのが良いのではないかなというふうに思っています。なお老婆心ながら申し上げますと、これは営農型太陽光発電の申請ですから、ここは農地なんですよ。だから、ここで展開される営農や事業は、農業委員会がずっと見守っていかなければいけない課題だということですので、農業委員会としてもそれだけの責任を持って、この地域を見守っていくというのは当然の責務だと私は思っています。それで今回のこの申請から良い方に、この地域が展開されていくのを願っています。

会長 他にございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 この地形に対して、作物がカボチャとサツマイモということになりますと、排水の問題を当然考えないと営農に関しては、非常に辛いことになるかと思えます。外に排水がされないとなれば、フラットの土地に浸透させるとなった場合は、穴を掘ればそこに水が溜まるようになります。つまり、これは個々の申請ではあります。が、全体計画がございますので、農地における開発行為のようなものであるから、それならば営農しない低い土地に降った雨を溜めて、そこから外に出さないで浸透させるような土地を設けるといのが考えられるんじゃないのかなと。今回、それを個々の土地にもみ殻を混ぜた暗渠排水とのことですが、ただ、先程、★★委員も言われたように営農をされることを前提として考えるならば、是非ともきちんと農地を活かすという観点で、将来的に所有者の方々に戻ることを踏まえ、モデル事業の話をしていただけたわけですから、事業者には全体的に考えていただきたいです。個々の土地での制約もあるのでしょうけれど、一体の土地にパネルを同じ方向に向けて設置した方が発電効率も良いし、余剰面積も効率的であるので、どうせやるなら、そのくらいできるようになれば営農型太陽光発電のモデル事業となるのかなと思えます。

会長 今、★★委員から全体を見た地域のビジョンとしてご意見がありました。事務局は何かこの辺について伺っていますか。

事務局 今の★★委員のご意見は理想的ではあるかと思うのですが、事業者からも何度か説明をしていただいておりますが、これ以上の計画は伺っておりません。

★★委員 今の★★委員の意見について事務局に聞きたいのですけれども、この法目南ブロックというこれだけの場所を、地番ごとに太陽光発電設備をやらなければならないのか、そして営農をやらなければならないのか、それとも、それをブロック全体的に考えて、低い所に水を集めて溜めておいて、逆にそれより高い所は、営農がしやすくなるというご意見だと思えますが、農地法に関してみれば、それはできるのでしょうか、やはり、地番ごとに太陽光パネルを張って、その下で営農をするということでしょうか。

事務局 申請者は申請を地番ごとにされておりますが、それをすべて一つに合わせて申請しなければならないとは限りません。

会長 いろいろご意見が出ておりますが、冒頭に地元の委員さん達から現況とご意見を伺い、排水の問題等もありましたが、★★委員からもお話ありましたけれども、今回の申請は8箇所ということで、次に青色で記されている部分を申請する予定であり、虫食いのような申請と思われるようですが、やはりこの地域のことを一番分かるのは地元の委員だと思えますね。営農は来年に向けて、赤道を整備されてから行うかと思えますが、また残りの部分も来月に、再来月と続いて申請されると伺っています。事務局に確認しますが、残ってる部分の申請について、どのような申請をされるか伺っていますか。

事務局 まだ、申請について詳しくは伺っておらず、誰が営農されるか、またどうパネルを張るとかの詳しい内容は伺っておりません。

会長 次の申請についても、今回意見がございましたので伝えて欲しいと思えます。その他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、1号議案から9号議案ですが、意見のとおり許可ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案から9号議案は許可と

いうことで決定いたします。続きまして、農地法第5条の規定による許可申請について20号議案28号議案ですが、意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは20号議案から28号議案は許可相当ということで決定いたします。なお区分地上権に関します10号議案から18号議案につきましては、事務局から説明があったとおり、許可権者において5条の転用申請が許可となった場合は許可、不許可となった場合は不許可となります。

続きまして、農地法第3条の規定による許可申請について19号議案ですが、こちらは取下げとなりましたが、それについて事務局より説明をお願いします。

事務局

19号議案につきましては、冒頭でも説明がありましたとおり、申請人の★★さんと★★さんの双方から売買不調のため取り下げをしたいとの申し出があり、これについて6月8日付けで取下願を受けました。また受理通知書は翌日6月9日付けで送付しております。よって、19号議案に関しましては、取り下げとなりましたのでご報告いたします。

会長

ここで、一旦休憩いたします。

(休憩)

会長

それでは再開します。次に農地法第5条の規定による許可申請について、29号議案から32号議案及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認の申請について、33号議案の説明を事務局からお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明します。

29号議案並びに計画変更承認申請の33号議案です。併せてご説明いたします。申請地は、下太田字青柳地先、畑331㎡です。大網白里市の★★さんが、東京都の★★さんから土地を買い受けて、資材置場用地とする申請です。申請地は、昭和53年12月18日付け、専用住宅用地で農地法第5条の規定による許可を受けましたが、生活環境の変化や経済的理由により転用目的実現ができなくなったため、計画を変更するものです。★★さんは現在、法目に資材置場がありますが、そちらが手狭になったため、申請地を取得し資材置場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はございません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず整地のみです。排水は雨水のみで宅内浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

なお、小委員会等で指摘のありました被害防除の方法については、東の道路側と北側にフェンスを巡らし、出入口の扉には施錠をすることです。

また資材搬入が多いときなどは、必要に応じ、北側土地の所有者に相談の上、北側からの侵入も考えたいとのことです。

続きまして、30号議案から32号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地は、茂原字南三貫野地先外6筆、田762.91㎡、畑2,133㎡と農地以外の土地5,274.15㎡を合わせて8,170.06㎡です。早野の★★さんが木崎の★★さん外2人から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周辺環境も整備されており、要望があるためとのことで

す。事業計画としては、区画平均面積213㎡の宅地28区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請として市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書が提出されています。周辺農地の営農条件への支障について、造成は埋立てをして、整地をする計画です。千葉県に特定事業の申請をする予定です。排水は、公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長 第一小委員会の報告をお願いします。

第一小委員長 それでは、報告をいたします。農地法第5条による許可申請について、まず29号議案と33号議案ですが、昭和53年に一度許可となったものを計画変更されるとのことですが、その当時と状況が変わったのかどうか分かりませんが、ここまでの進入路の道路幅が狭く、また道路の脇の崖下に民家が建っているため、その安全対策を申請者に総会までに確認するということとなりました。続きまして、30号議案から32号議案ですが、こちらは、周りは既に宅地化されており、第3種農地でありますので、許可相当という判断となりました。

会長 それでは順次審議いたします。はじめに29号議案と計画変更の33号議案です。地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員 申請地については、転用に関しては特に問題はありませんけれども、懸念されるのは進入路の赤道でございます。道幅は2m足らずで狭く、東側にあるお宅は道路から2m余り下にありまして、そこは崖のような形となっておりますので、何か安全対策は必要かと思えます。また、今後も何かあれば改善策が必要となるかもしれませんので、申請者にはお話しした方が良くと思います。

会長 事務局に確認しますが、東側のお宅に対しての安全対策について申請者から伺っていますか。

事務局 計画図を見ますと、進入路の幅員は3mと記載されておりますが、現地を確認しますと3mまでないのかと思われまして。民地側の赤道が少し斜めに下がっているので、実際は2m30、40cmぐらいかと思うのですが、そこをそんなに頻繁に通るわけではありまして、実際、軽トラの轍はありましたので、安全に気を付けながら通行して貰うことを伝えました。また万が一、そこを壊すとか等、何かあった場合は、申請者は自分達の会社の責任で対処するとのことでもあります。それと道路の管理者である土木管理課には、そのことを伝えておりますので、担当者が見に行つて、土木管理課でできることは対応するとのことでした。

会長 安全対策の話はされているということですね。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 わかりました。対応を図っていただいているという事であればよろしいかと思えます。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは29号議案及び33号議案は意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは29号議案及び33号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして、30号議案から32号議案、一体計画です。★★委員いかがでしょうか。

- ★★委員      こちらは用途地域内にあり、土地は周辺が住宅地となっている中にある第3種農地でありますので問題はないと思います。
- 会長            ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員      場所から見ても、周りは区画整理された土地に隣接する住宅地であり、第3種農地でありますので、特に問題なく許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長            他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは30号議案から32号議案は小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは30号議案から32号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして、議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。事務局より説明をお願いします。なお、この案件につきましては議事参与制限を受ける委員がいらっしゃいますので、★★委員及び★★委員におかれましては議案第34号の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。(★★委員、★★委員退出)
- 事務局          議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)をご説明します。  
(内容等について説明する。)
- 会長            説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは34号議案については承認とさせていただきます。(★★委員、★★委員入室)  
以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。
- 事務局          次の事案を報告
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - ・軽微な農地改良の届出について
  - ・地目変更登記申請に係る照会について
  - ・農地法第6条第1項による農地所有適格法人の報告について
  - ・その他
- 会長            以上で本日の総会を終了します。